

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていました。同法は、平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されました。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者等は約25,000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは16,475人と報告されています。

本人の意思に反して手術が行われたとすれば、人権上問題があります。また、同様の手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられています。旧法のもとで不妊手術を施された方々の高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきであります。

よって江戸川区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧優生保護法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年7月4日

江戸川区議会議長 藤澤進一

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣 あて